

栃木県職員ポータルサイトトライアル広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項、栃木県広告掲載実施要領(以下「実施要領」という。)第6条第1項及び栃木県広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第9条の規定に基づき、栃木県職員ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、別に定めるものとする。

(広告の媒体及び規格)

第3条 広告の媒体は、栃木県職員ポータルサイト内とする。

2 広告の規格等は、次のとおりとする

- (1) スペース 横 350 ピクセル×縦 350 ピクセル
- (2) 形式 J P E G形式
- (3) データ容量 300 K B 以下
- (4) データの色 カラー

(広告主の制限及び広告の基準等)

第4条 広告主の制限及び広告の基準等については、本要領、要綱及び掲載基準を適用するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 各月の広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)及び広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、県が別に定めるものとする。

3 県は、前項の広告掲載開始日及び広告掲載終了日を定めたときは、県ホームページ等に掲載するものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、県ホームページ等により公募により行うものとする。

2 前項の公募は、必要に応じ、随時行うものとする。

(広告の申込み)

第 7 条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）を県が指定する日までに、県に提出するものとする。

2 申込みは、1 者 1 か月につき 1 枠までとする。

(広告掲載料)

第 8 条 広告掲載料は、最低募集価格以上でなければならない。

2 最低募集価格については、事前に公表するものとする。また、その価格は、別に定めるものとする。

3 広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とする。

4 広告主は、広告掲載料を、掲載期間を一括して前納するときは掲載初日から 20 日以内の県が定める日までに、掲載月ごとに納入する時は掲載月の掲載初日から 20 日以内の県が定める日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 広告主は、自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する期日までに広告掲載料を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）」に定められた割合で計算した遅延利息を、県に支払うものとする。

(広告主等の審査)

第 9 条 広告主等を選定するための広告掲載選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は行政改革 I C T 推進課長をもって充てる。

3 審査会は、必要に応じて委員長が召集する。

4 審査会は、過半数の出席により成立する。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

6 審査会は、公募終了後及び広告原稿提出後に開催し、第 4 条の基準をもとに審査をする。

(広告主の決定及び広告の掲載順)

第 10 条 県は、第 7 条の規定による申込みをした者のうち、第 4 条の基準に適合しているかを審査会において審査の上、決定する。

なお、枠数を超えての応募があった場合、次の各号の順位等により広告主を決定する。ただし、(3)までで広告主を決定することができないときは、抽選により決定する。

(1) 月額広告掲載料の高いもの

(2) 掲載希望期間の総数が多いもの

(3) 県内に事業所等を有する企業又は事業者

2 掲載順は前項にて掲載が決定した広告主のうち、次の各号の順位により掲載順を決定する。ただし、(3)までで掲載順が決定できないときは、抽選により決定する。

(1) 月額広告掲載料の高いもの

(2) 掲載希望期間の総数が多いもの

(3) 申込日(県受付日)が早いもの(先着順)

3 一度掲載順が決定した後、広告の枠に空きが生じたときは、決定した掲載順の次から前項に準じて決定する。

4 県は、広告主を決定したときは、その結果を広告主選定結果通知書(様式第2号)により当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第11条 県は、第10条第1項の規定により広告主を決定したときは、広告掲載に関する契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の提出等)

第12条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、県に広告の原稿の電子ファイルを提出しなければならない。

2 広告には、広告主名を明記しなければならない。なお、県において、広告掲載欄内に広告であることを表示する。

3 県は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条及び第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、当該内容を記載した書類を電子データにより県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。また、第8条第4項に定める期日前に納入せずに、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載料を支払わなければならない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告掲載の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第14条 県は、納付のあった広告掲載料は、返還しない。ただし、県の責

めに帰すべき事由により、開庁日の終日（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。）1 日以上全面停止した場合は、県はその停止した日数をその月の開庁日の日数で除した値にその月の広告掲載料を乗じて得た金額を、広告主に返還するものとする。

- 2 前項ただし書の規定は、庁舎又はポータルサイトのメンテナンスのために必要なシステムの休止期間については、適用しない。
- 3 第 1 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の変更）

第 15 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第 12 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

（広告主による掲載状況の確認）

第 16 条 広告主は、広告の掲載状況を確認するため、県に対して、随時確認を申し出ることができる。

（その他）

第 17 条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7（2025）年 11 月 21 日から適用する。